

御嵩町新庁舎等整備事業 事業契約書(案)

御嵩町新庁舎等整備事業(以下、「本事業」という。)に関して、御嵩町(以下、「町」という。)は、代表企業である●●●●株式会社並びに構成員である●●●●株式会社、●●●●株式会社、●●●●株式会社(以下、これらの者を総称して「受注者」という。)との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり事業契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

(目的及び解釈)

第1条 本契約は、本事業の実施に関し、町及び受注者が相互に協力し、必要な事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 町は、法令及び本契約の範囲内で、本事業が民間企業によって実施されることを理解し、その自主性を尊重する。

2 受注者は、要求水準書等に示す本事業の目的を十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

(本事業の概要)

第3条 本事業の期間は、本契約の締結日から令和●年●月●日までとする。

2 本事業は、公共施設を設計、建設し、これを町に引渡すこと及び公共施設を維持管理すること並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。

3 受注者は、第6条に定める契約及び要求水準書のうち、本契約の目的を達成するために必要な事項に従って本事業を遂行しなければならない。また、本事業に関する受注者の資金調達は、特定事業契約に別段の定めがある事項を除き、全て受注者がそれぞれ自己の責任において行うものとする。

(事業日程)

第4条 本事業の事業日程については別紙1に示す。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、受注者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- | | |
|----------|--------|
| (1)【会社名】 | 【業務内容】 |
| (2)【会社名】 | 【業務内容】 |
| (3)【会社名】 | 【業務内容】 |
| (4)【会社名】 | 【業務内容】 |

(当事者が締結すべき契約)

第6条 町と代表企業を含む統括管理、設計、建設、工事監理の各企業は、要求水準書等に基づき、設計・施工等一括契約を締結する。

2 町と代表企業を含む統括管理、維持管理の各企業は、要求水準書等に基づき、維持管理等一括契約を締結する。

(設計・建設業務等)

第7条 統括管理、設計、建設、工事監理の各業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

2 代表企業を含む統括管理、設計、建設、工事監理の各企業は、町との設計・施工等一括契約締結後、速やかに設計及び建設業務等に着手し、別途合意がある場合を除き、設計図書を町に提出し町の確認を得た上で、建設工事完了予定日までに公共施設を完成させ町に引き渡し、業務を完了させるものとする。なお、統括管理企業は業務全般を把握し、適切なスケジュール管理を行うものとする。

(維持管理業務等)

第8条 維持管理業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

2 代表企業を含む統括管理、維持管理の各企業は、維持管理等一括契約締結後、速やかに維持管理業務に着手するとともに、業務を履行するための人員を自らの責任で確保しなければならない。なお、統括管理企業は前条の業務からスムーズに移行できるよう相互の管理調整を行うものとする。

(要求水準書等の未達に関する責任)

第9条 設計・施工等一括契約の規定による引渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間中に公共施設について要求水準書等の未達が発生した場合(公共施設の契約不適合を含む。)には、代表企業は、当該未達状態に関して維持管理等一括契約上負担する維持管理業務に関する義務その他の債務について、これを負担する。

2 代表企業を含む統括管理、設計、建設、工事監理の各企業は、公共施設について前項の未達状態が発生した原因が、公共施設の契約不適合によるのか又は維持管理義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。

3 公共施設について第1項の未達状態が発生した原因が、建設工事完了日の翌日以降に発生した不可抗力(公共施設の契約不適合は含まれない。)又は代表企業を含む統括管理、設計、建設、工事監理、維持管理の各企業以外の者(ただし、その者の責めに帰すべき事由が、設計・施工一括契約又は維持管理等一括契約の規定により受注者の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。)の責めに帰すべき事由によることを、代表企業を含む全ての企業が証明した場合には、第1項の規定は適用しない。

（新技術等への対応）

- 第10条 本事業の期間中、本件業務に関連して、技術又は運営手法の著しい革新等がなされ、提案書類に定める方法以外により要求水準を満たす方法の導入可能性が生じた場合は、町及び受注者は、当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等（以下「新技術等」という。）の導入について検討し、受注者は改善提案を行うものとする。
- 2 前項の提案に基づき、町及び受注者は、当該新技術等の導入及び導入にかかる費用、契約金額の変更又は本件業務内容の変更について協議するものとする。

（構成員の倒産等）

- 第11条 構成員のいずれか（ただし、代表企業を除く。以下本条において同じ。）が債務超過に陥った場合若しくは資金繰りの困難に直面した場合又は構成員のいずれかに本事業の継続が困難な事由が生じた場合、受注者は、町と協議の上、代替の事業者を探すよう努力する。

（本契約の解除）

- 第12条 町は、受注者の責めに帰すべき事由により本事業を継続することが困難となった場合又はそのおそれがある場合、受注者に対して改善を求めるものとする。町は、相当期間内に改善が認められないと判断したときは、本契約を解除し、又は受注者の本契約上の地位を町が選定した第三者に移転することができる。この場合、町は、受注者に対し、町が当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。
- 2 受注者は、町の責めに帰すべき事由により本事業を継続することが困難となった場合、本契約を解除することができる。この場合、受注者は、町に対し、受注者が当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。
- 3 町又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業を継続することが困難となった場合、町及び受注者は、本事業の継続について協議する。当該協議の結果、本事業の継続が困難と町が判断した場合、いずれの当事者も、合意の上、本契約を解除することができる。

（本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

- 第13条 前条第1項に定める場合を除き、町及び受注者は、他の当事者の承諾がない限り、本契約上の地位並びに本契約上の権利及び義務の全部又は一部について、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（個人情報の保護）

- 第14条 受注者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密保持義務）

第15条 町及び受注者は、本事業又は本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、設計・施工等一括契約及び維持管理等一括契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、町又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 町及び受注者が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、町及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 町が本事業にかかる各業務を受注者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

（一般的損害）

第16条 町又は受注者が、本契約に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、本契約において別途定める場合を除き、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。

（本契約の変更）

第17条 本契約の規定は、町及び受注者の書面による合意がなければ変更できない。

（管轄裁判所）

第18条 本契約に関して生じた当事者間の紛争については、岐阜地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(有効期間)

第19条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から維持管理業務期間の終了の日までとする。

ただし、本契約の終了後も第14条、第15条及び第18条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第20条 本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第21条 本契約に定めのない事項、又は本契約に疑義のある事項については、その都度、町及び受注者は、誠実に協議の上これを定めるものとする。

(以下余白)

この契約の成立を証するため、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

御嵩町：

住所
名称 御嵩町長

(代表企業)：

住所
名称

(構成員)

住所
名称

(構成員)

住所
名称

(構成員)

住所
名称

別記「個人情報取扱特記事項」

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約により受託した業務（以下「本業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、御嵩町個人情報保護法施行条例（令和5年御嵩町条例第1号）及び御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年御嵩町条例第13号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密保持等の義務）

第2条 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第3条 受注者は、本業務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（個人情報の安全管理措置）

第4条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（再委託）

第5条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、本業務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（複写、複製等の禁止）

第6条 受注者は、本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、本業務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

（事故発生時等における報告及び対応の義務）

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

（電磁的記録媒体の保管）

第8条 受注者は、本業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体（以下単に「電磁的記録媒体」という。）を施錠して保管しなければならない。

（電磁的記録媒体の搬送）

第9条 受注者は、電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

（監査・検査への協力等）

第10条 発注者は、受注者が本業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

（特定個人情報管理体制の整備）

第11条 受注者は、本業務に、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。）を取り扱う業務が含まれる場合は、当該業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、当該業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

（特定個人情報を取り扱う従業員の明確化）

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業員及びその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

（従業員への教育訓練及び監督）

第13条 受注者は従業員に対して、本業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第14条 受注者は、本業務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

（契約内容の遵守状況についての報告）

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

（安全管理措置の改善）

第16条 受注者及び発注者は、第10条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく本業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、本業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

（返還及び廃棄の義務）

第17条 受注者は、本業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、本業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、個人情報を記録した媒体（電磁的記録媒体含む。）の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

（契約の解除、公表措置及び損害賠償義務）

第18条 発注者は、受注者が本特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

別紙1

事業日程

事業契約締結	令和7年●月頃
設計・施工等一括契約	令和7年●月頃
維持管理等一括契約	令和7年●月頃
仮設庁舎への移転(建設、引越し)	令和7年●月頃～令和●年●月頃
新庁舎の設計(基本設計・実施設計)	令和7年●月頃～令和●年●月頃
新庁舎、新児童館の建設工事	令和●年●月頃～令和●年●月頃
新庁舎敷地外構工事	令和●年●月頃～令和●年●月頃
新庁舎への移転、引越し、開庁準備	令和●年●月頃～令和●年●月頃
新庁舎の供用開始	令和●年●月(予定)
新庁舎の維持管理業務	令和●年●月(予定)～令和●年●月(予定)